

- ・消費者教育に関する教材開発や授業方法の研究を委託する「学校における消費者教育の実践研究」の受託数は、5件で前年度より1件増え、目標値に達した。【III-⑦】
- (ウ) 消費者団体への支援
 - ・県と民間の消費者行政事業協働件数は、消費者活動推進事業の取組など17件で目標値を上回った。【III-⑧】
- (エ) 地域における消費者リーダーの育成
 - ・地域の消費者リーダーの育成のために、消費者リーダー育成講座（江津市、雲南市）、消費生活相談員育成講座（大田市）、消費者リーダーレベルアップ講座（松江市）を開催し、計50名が修了したが、目標値には達しなかった。

【III-⑨】
- エ 高齢者等の消費者被害の未然防止
 - (ア) 地域見守りネットワークづくりの推進
 - ・地域見守りネットワークは、新たに大田市と西ノ島町で設立され、松江市、浜田市、飯南町を含めた5市町で設立済みとなったが、平成30年度の目標値（12市町村）には達しなかった。【IV-⑩】
 - (イ) トラブルに遭わないための未然防止と救済
 - ・消費者被害防止啓発用シールを32,000部を作成し、警察を通じて独居高齢者等を訪問して配布したことにより、目標を達成した。【IV-⑪】

2 平成30年度の評価からの課題

(1) 消費者教育の充実

- ア 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むことを目的としており、自立した消費者として、まずは被害に遭わないことが大切であることから、クーリング・オフ制度と消費生活相談窓口の認知度の向上に向け、より効率的かつ効果的な消費者教育・啓発を推進していくことが必要である。
- イ 民法改正により2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者への消費者教育をより一層推進していく必要がある。
- ウ 消費者活動の活性化に向け、消費者団体のネットワーク化に取り組む必要がある。

(2) 消費者相談体制の充実

消費者被害を迅速かつ適切に救済するためには、住民にとって最も身近な市町村の相談窓口体制を一層充実させるため、専門相談員の配置や担当職員のレベルアップに取り組む必要がある。

(3) 高齢消費者等の被害防止

高齢者等の消費者相談が多数寄せられ、特殊詐欺被害も高止まりしていることから、社会的孤立、認知能力の低下等に起因する消費者被害を未然に防止するため、地域見守りネットワークの構築を進めて、高齢者を地域で見守る体制づくりが必要である。